議案第133号

和解することについて

伊賀市健診センターでの公金横領に関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年10月30日提出

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

１　相手方　　三重県名張市[redacted]番地
[redacted]

２　本件の概要

令和２年10月16日頃から令和７年６月19日頃にかけて、相手方が伊賀市健診センターにおいて企業及び団体から現金で領収した健診料金を病院会計に入金することなく、横領したため、伊賀市は、相手方に対して損害賠償を求め、次のとおり和解することとした。

３　和解条項

⑴　伊賀市は、本件に関する損害賠償金として、1,797,083円を相手方に請求するものとする。

⑵　相手方は、前号の損害賠償金について支払う義務を認め、次のとおり分割して伊賀市の指定する金融機関口座に振込みにより支払うものとする。

ア　相手方が10月19日に支払った597,083円は、前号の損害賠償金の内払とする。

イ　令和８年12月から令和12年３月まで、毎月末日（休日の場合は翌営業日）を支払期限として、30,000円を40回にわたり支払う。

⑶　相手方が分割金の支払を連続２回以上怠ったとき、又は支払期日を経過した未払分

割金の合計額が 60,000 円以上に達したときは、相手方は当然に期限の利益を失い、未払分割金の合計額を直ちに支払うものとする。ただし、相手方から申立てがあり、市長がやむを得ないものとして認める場合は、この限りでない。

⑷　前２号に定める金銭債務の履行を怠ったときは、直ちに強制執行を認諾するものとする。

⑸　前各号に定める内容について、公正証書を作成するものとする。